

閱覽用

令和2年 第1回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和2年 1月 7日
神崎市農業委員会

令和2年 第1回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月7日(火) 午前9時30分開会

2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴者 1名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	欠

4. 議事日程

○日程第1 議事録署名委員の指名

5番 八谷 敏委員 7番 樋口光輝委員

○日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画 利用権設定関係について 10件

議案第4号 非農地判断について 1件

報告第1号 非農地通知の発出について 1件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 4件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次
農政農地係 主事 藤原 碧

(開会)

事務局長

皆様、あけまして、おめでとうございます。

旧年中は大変お世話になりました。今年もよろしく願いいたします。

本日は、新年のご多忙の中、本総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。

令和2年 第1回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、西村会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

あけましておめでとうございます。

旧年中は農業に関しては、台風や水害、塩害とかがあって大変な一年となりました。今年はそのようなことがないような、豊かな豊穰な一年であるような形に持っていけるような、そういったふうになれば良いなと思っております。

でもやっぱり温暖化の影響で、いつどんなことがあっても分からないような世界的な状況があって、特に日本は海の中にありますので、1番影響を受けるんじゃないかってことが言われています。

どうか皆さん方、お体を大事にされて、そして皆さん方の地域が益々今日よりも明日へと一日も良くなるように、この農業委員会も、私も農業委員さん共々ががんばって参りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは只今から、令和2年第1回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は12名です。

13番 吉浦副会長より欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、

会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、5番 八谷委員と 7番樋口委員を指名します。 よろしく願いします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 10件

議案第4号 非農地判断について 1件

報告第1号 非農地通知の発出について 1件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 4件

以上、4議案の15件と、2報告の5件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく願いします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町境原 字〇〇 〇〇番の田1筆の計1,773㎡です。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金等は記載のとおりであります。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みです。

また、農地区分については第3種農地になることが見込まれる区域として、住宅化の状況が住宅の用に供する区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当し、転用許可基準としましては、周囲の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などは2ページと3ページに添付しております。 行政庁等との必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、周囲に支障が無いよう計画されており、隣接地土地所有者や地区の同意も得てあります。 その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁等との必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、地区担当委員の11番 田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

おはようございます。 11番の田淵です。 1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。 申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員さんとともに、12月21日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議 長

真島委員どうぞ。

12番 真島委員

ちょっと、許可とかではなく書類上の問題なんですけど、議案書の転用の理由、目的の欄に理由は書いてあつぱってんが、目的は書いてなからう？ 事務局の説明があつぱってん、一番最初に目的のはっきり分かった方が良からう？ 目的に応じた理由があつて審議すつとけど、目的が無かけんがね。

その点を今後よろしくお願いします。

議 長

そうですね。事務局はよろしいですかね。

事務局

わかりました。

議 長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長

無いですね。質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番から3番を一括して審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番から3番を議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

受付番号の1番から3番は、所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。申請地の位置図を5ページから8ページに添付しています。

これらの申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化等、地域との調和要件を満たしていて、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(2番 末吉副会長挙手)

議 長

末吉副会長よりどうぞ。

2番 末吉副会長

末吉ですけど、受付番号3号の金額は、これは10aあたりの金額を全部入れてあるんですかね？

事務局

はい、そうです。議案書の上の段の項目のところをご覧くださいと「対価、賃料等の額(円/10a)」とあるように、こちら1反あたりの金額となっております。

2番 末吉副会長

はい、わかりました。

議 長

はい、他にありませんか。 よろしいですかね。
(なしの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。
議案第2号、受付番号1番から3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。
議案第3号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。
1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利

用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

まず、総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表

神埼町 新規2件、再設定1件、計3件、内訳は田4筆 7,074㎡

千代田町 新規4件、内訳は田8筆 25,637㎡

脊振町 新規2件、再設定1件、計3件、内訳は田6筆 2,310㎡

神埼市 合計10件、内訳は田18筆 35,021㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町 新規の番号1番と2番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町 新規1番と2番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田3筆 4,427㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

何かありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町 新規の番号1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町 再設定の番号1番について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書3ページの、神埼町 再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆 2, 647㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

何かございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町 再設定の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町 新規の番号1番から4番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書4ページの千代田町 新規 1番から4番の申し出について説明します。

設定する内容は、田8筆 25, 637㎡となっております。
その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町 新規の番号1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手、挙手多数)

議 長

全員賛成(賛成多数)であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、脊振町 新規の番号1番と2番について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、脊振町 新規1番と2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田5筆 1, 823㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議 長

はい、真島委員どうぞ。

12番 真島委員

真島ですが、今回新規での設定ということですが、これまではどうだったのか、設定する方は知ってて、これまでも農業はしよいならんような方なんで、

前は他の人と貸し借りしてあったかとか、事務局でわかってあれば教えてください。

議 長

事務局より、今までもこのような状態だったのかどうかを確認するための情報が出せますか？ 同じ方だったとか？

1 2 番 真島委員

いや、新規になっとなっけんがですね、新たにやるって出てきたですから今まではどうだったのかなって思ったとですよ。 これまでは荒れとって今回からやるっていうのじゃないだろうからねえと思ってですね。

そんな大した質問じゃなかけん、承認しようって思うとととですが知りたいなってですね。

議 長

事務局の方は、何か情動的なものがありますか？

事務局

すいません。ちょっと正確に記憶しているわけではないんですけども、この方の農地台帳を見たときは、確か他の農地は利用権設定を入れてあったんですけども、こちらに関しては正式に申し出が今まであったわけでは無かったんだと思います。

よろしければ、後で確認してから……。

1 2 番 真島委員

いや、そいはよかばってんが、わかっちゃきって思ったけんね。

事務局

すいません。 この地域は圃場整備がされていなくて、小さな圃場ばかりのようなので、委員さんもお存じとは思いますが。

1 2 番 真島委員

はい、もういいです、いいです。

議 長

よろしいでしょうか。 他にありませんか。
(なしの声あり)

議 長

はい、ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、脊振町 新規の番号1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、6ページの農用地利用集積計画、脊振町 再設定の番号1番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書6ページの 脊振町 再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆 487㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、脊振町 再設定の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 非農地判断について)

議 長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。

非農地判断について、事務局の説明を求めます。

事務局【議案第4号、非農地判断について説明】

議案第4号 非農地判断について説明します。

これは、令和元年の7月から8月にかけて、農業委員、最適化推進委員の皆様を実施していただいた農地利用状況調査において、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地のうち、連たんする農地が無く、周囲の営農に支障が及ばないようなものについて、非農地判断を行います。非農地判断の荒廃農地面積などについては、1ページから3ページにて、町ごと、大字ごとに、地目、筆数、面積を示しております。

なお、非農地判断の荒廃農地については、農地の所有者などより非農地化の申請がなされた場合は、再度の現地調査などを行った上で、非農地通知を発出いたします。非農地通知を発出した荒廃農地は、農業委員会で管理します農地台帳より除外されます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議長

はい、真島委員どうぞ。

12番 真島委員

真島ですが、2点ほど質問があります。

まずは、今後は農地パトロールの対象から外るってこときやん？ここで非農地ってすっわけでしょ？だったら2年度からの農地パトロール対象地番一覧表のあつてすよね、あれからは外れるかってことが1点目。

そして、ここに荒廃農地って書いてあつてんが、この前駐車場のあつたね？それで非農地証明ば発行したたい？私はそれは違おうもん、無断転用やろうもんって、そいけん私は承認せんやつたばつてんが、ここには荒廃農地つてあつけん、あれは荒廃農地やなかつたたいね。その辺は説明をお願いします。

事務局

ご質問にお答えします。まず利用状況調査の対象となるかどうかですが、これにつきましては、基本神埼市内の農地は全部調査をお願いすることになりますので、継続調査の対象にはなりません。というのは、荒廃農地調査というものを農政水産課が取りまとめていただいております。その基礎となる調査が皆様方をお願いしている利用状況調査になりますので、例えば去年は管理がされていなかったんで、手が入っていない栗山や樹園地については荒廃農地と判断されていたんですけども、次の年は管理がしてあったんで管理農地やなかかと・・・、やっぱり毎年調査で判断が動いております。ですので、この谷間やこの一帯は荒廃農地化しとるもんねと皆様方が常日頃から把握なさっているのであれば、わざわざ利用状況調査する必要はないと思っております。

ただし、対象が全農地ということになっておりますので、今後も推進委員さんとの定期的な現地確認作業や打合せを通じての活動をお願いしたいと思っております。

神崎市や事務局も皆様方に負担をかけないような取組みをせんばいかんと思っておりますが、常日頃からの情報収集をお願いしたいと思っております。

事務局

次のことは、非農地証明と非農地通知の意味合いの違いについてご質問なされたんじゃないかと思えます。

確かに先日、駐車場になって20年ぐらい経っているので非農地証明を申請され、証明やむなしとした一件がありました。この件は真島委員さんが言われたとおり、厳密に言うと追認申請でもさせるべき一件かもしれませんが、こういうのも県庁、県農業会議の担当部局と意見交換等させていただいて、一定の条件を満たし、周囲に影響を与えていないのならば非農地証明の適用もやむをえないとのご意見をいただいております。

ただし、今回ご承認をお願いしております非農地判断につきましては、主に中山間地域において、耕作等の手がかけられなくなったりして山林原野化してしまったもの、平坦部でいうとクリーク沿岸や浮島等で、農地地目だったですけど竹山になってしまったようなもので周辺の営農に支障を及ぼさないようなものを非農地化判断させていただいております。

誠に申し訳ありませんが、非農地証明と非農地通知は、両方とも皆様方に議案等でご紹介することがありますけれど、非農地証明と荒廃化が進んでしまった非農地判断の場合については、別のものだとご理解していただきたいと思えます。

今回のご意見いただきまして、大変ありがとうございます。そのたびにこのような意見交換の機会を得るということで、またご意見賜りたいと思っております。このような返答でよろしいでしょうか。

12番 真島委員

そうですね。わかりました。その都度確認すると思えます。

議長

はい、他にご質疑ありませんか。よろしいですか。
(ありませんの声あり)

議長

えー、無いようですので、議案第4号 非農地判断については原案のとおり承認されました。

(報告第1号 非農地通知関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、非農地通知の発出について報告します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 非農地通知の発出について説明します。

これは、既に非農地判断した荒廃農地のうち、土地の所有者より非農地化の同意及び申請があったものについて、申請内容の確認や地区担当委員の現地確認を行い、非農地であると判断し、正式に非農地通知を発出するものです。

今回非農地通知する土地については、1ページに記載のとおりであります。

名義人 ○○氏、土地の所在は神埼町志波屋 字○○ ○○番の畑1筆743㎡となっており、場所については資料1-1をご覧ください。

現地は、既に非農地化していることを確認しました。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいですかね。

(異義なしの声あり)

議長

無いようですので、報告第1号については報告のとおりです。

(報告第2号 農地法第18条第6項の通知関係)

議長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告します。報告書の1ページと2ページの受付番号1番から4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第2号、報告書を基に説明】

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものをご報告します。

1ページから2ページに記載の受付番号1番から4番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。なお1番から3番につきましては、議案第2号の3条許可申請に伴う合意解約となっております。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(11番 田淵委員挙手)

議 長

11番 田淵委員よりどうぞ。

11番 田淵委員

田淵です。私の地区の件があがったんですけども、こいは、合意で解約されたもの？

事務局

はい、合意解約です。

11番 田淵委員

合意解約ね。じゃあその後はどがんなるね？

事務局

すいません。先ほど受付1番も議案第2号に伴うものと言いましたけども、これは議案第1号の5条転用申請のための合意解約でした。

11番 田淵委員

そうね。転用すっけん後の耕作は関係なかということね。わかりました。

議 長

よろしいですかね。他にご質疑ありませんかね。
(ありませんの声あり)

議 長

無いようですので、報告第2号については報告のとおりです。

(閉会)

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和2年 第1回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

10時30分 閉 会